

今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会(あり方懇)

コロナ禍の中、6月25日に書面開催

当会議所保険特別委員長の浜島和利・あり方懇委員が意見を提出

「繰り戻しは計画的に行うべき」と訴える

国 国土交通省・2020年度「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会(あり方懇)」がコロナ禍の中、6月25日に書面開催により実施され、あり方懇の委員である、当会議所の浜島和利保険特別委員長(日本通運執行役員)が意見を提出した。浜島委員は、自動車安全特別会計から一般会計に約6,000億円が繰り入れられたままになっている問題について、「3年連続で繰り戻され、増額されたことは評価するものの、『積立金の取崩しが毎年発生し、その残存額が減少し続けている状況』であれば、この積立金が枯渇することのないよう、繰り戻しは計画的に行うべきではないか」と書面で訴えた。「自賠制度を考える会(以下、考える会)」で共に活動する桑山雄次委員、高倉明委員はじめ他の委員からも「引き続き増額での繰り戻しを実施すべき」との意見が出されていた。

「考える会」としては新たに国土交通省が立ち上げるとしている「今後の自動車事故被害者の救済対策のあり方に関する検討会(仮称)」とも連携して、継続的な繰り戻しと被害者救済事業の充実を求めることにしている。

【「あり方懇」結果概要(書面審議)]

1. 議題

- (1) 自動車損害賠償保障制度に係る最近の動きについて
 - ①交通事故の発生状況等について
 - ②一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し
※詳細は3ページの資料「一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し」を参照
 - ③運用益事業(全体像)について
 - ④被害者救済施策について
 - ⑤事業用自動車の事故防止対策等について
 - ⑥無保険車対策・政府保障事業の実施状況について
 - ⑦自動運転をめぐる最近の動きについて
- (2) 独立行政法人自動車事故対策機構の取組について

2. 一般会計から自動車安全特別会計への繰り戻しに対する主な意見

- (1) 桑山雄次委員(全国遷延性意識障害者・家族の会代表)

15年間滞っていた繰り戻しが2018年度から再開され、毎年その金額が増額されかつ取り崩し額が縮減されているのは喜ばしい。自動車安全特別会計を財源とする被害者救済事業が、新しい取り組みも含め、今後も継続的に実施されることを望みたい。また、このことに関して、多くの方々のご尽力をいただいたことにあらためて感謝したい。

- (2) 高倉明委員(全日本自動車産業労働組合総連合会会長)

運用益事業は自動車ユーザーが支払っている保険料の運用益の一部を支出しているものであることから、持続可能性や健全性と言う観点が非常に重要。その用途については厳しく精査していく必要がある。

一般会計からの繰り戻しは、2018年より3年連続の返済がなされたものの、いまだに6,069億円(2020年度末)が繰り戻されていない。一般会計へ繰り入れられた資金は、過去の自動車ユーザーにより積み立てられ、本来は2001年の政府再保険廃止時に定められたとおり、自賠法に基づく自動車事故対策計画を実施するための運用益事業の原資とし、自動車事故対策勘定の積立額が回復し、その運用益で安定的に運営が行えるようすべきもの。

しかしながら現在は、特別会計から取り崩しやり繰りしている状況であり、制度の健全性を欠いていると言わざるを得ない。運用益事業が取り崩しなく、永続的に運用されるよう早期の繰り戻しを求める。

- (3) 浜島和利委員(当会議所保険特別委員長)

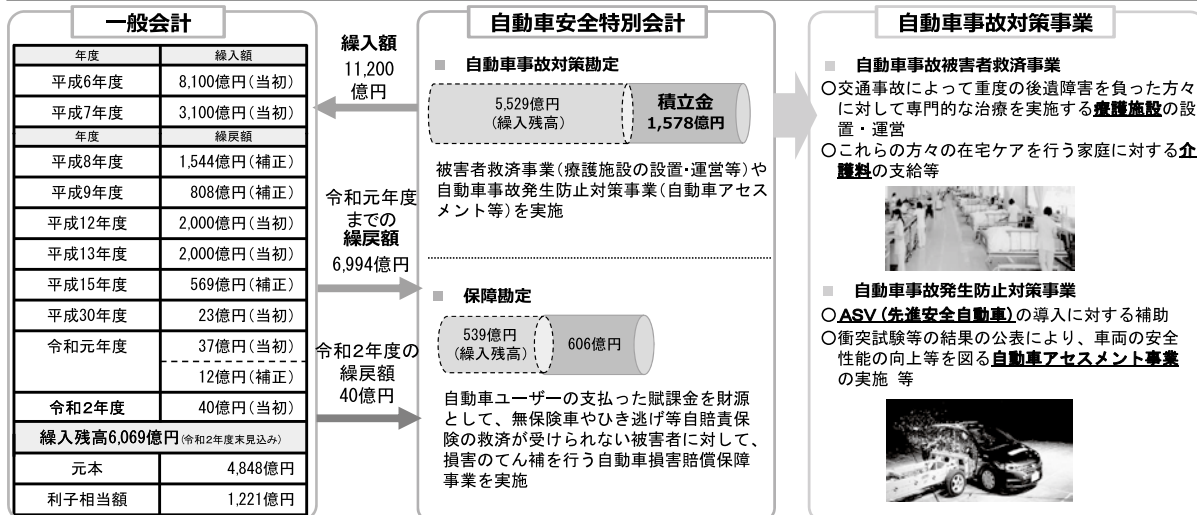
日本自動車会議所として、「自動車損害賠償保障制度を考える会」とともに早期に返済されることを強く求め、活動してきた。

2020年度予算にて、40.3億円を繰り戻されたことは3年連続の増額の繰り戻しと積立金の取り崩し額の縮減が図られるものであり、われわれの要望に沿う結果として評価する一方で、一般会計に貸し出され

一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し

国土交通省

- 国土交通省では、自動車安全特別会計の積立金を財源として、自動車事故被害者救済事業等を実施。
- 平成6年度及び平成7年度に、自動車損害賠償責任再保険特別会計(現・自動車安全特別会計)から一般会計に繰り入れた1兆1,200億円について、約6,000億円が繰り戻されていない状況。毎年度の繰戻額については、法律や大臣間合意に基づき、財務省及び国土交通省が協議の上、決定。
- 令和2年度予算において、3年連続の繰戻しを実施。繰戻額は約40億円に増額。これにより積立金の取崩額は約78億円に縮減(また、令和元年度補正予算においても約12億円の繰戻しを実施。)
- あわせて、自動車事故被害者救済事業等を充実(一貫症例研究型委託病床の拡充、介護者なき後を見すえた重度後遺障害者の日常生活支援の拡充、重度後遺障害者に対する介護料の支給額の引き上げ・支給対象品目の拡充等)。
- 積立金の取崩しが毎年発生し、その残存額が減少し続けている状況に鑑み、引き続き、繰戻額の増額と積立金の取崩額の着実な縮減を図る。



たまの6,000億円を超える繰入金が続いていない状況。

そもそも自賠責保険積立金は、かつて自賠責保険として自動車ユーザーが支払った保険料の運用益を原資とする、その時々が必要とされる交通事故被害者の救済や事故防止対策に用いられるべきもの。

現在、「積立金の取り崩しが毎年発生し、その残存額が減少し続けている状況」であれば、この積立金が枯渇することのないよう、繰戻しは計画的に行うべきではないか。

→＜国土交通省 回答＞

2020年度予算では約40億円の繰戻しが措置され、3年連続の増額での繰戻しの実現し、自動車安全特別会計の積立金の取り崩し額も前年度よりも縮減する見込み。また、2020年度予算では、この繰戻しとともに、被害者救済事業について、一貫症例研究型委託病床の拡充、介護料の支給額の増額や対象品目の追加等、自動車事故被害者やそのご家族のニーズをくみ取った予算措置を盛り込んでいる。

しかしながら、約6,000億円が繰り戻されておらず、自動車事故対策勘定の積立金の取り崩しが毎年度発生している状況が続いていることから、一般会計からの繰戻しは、引き続き、重要と認識。毎年度の具体的な繰戻し額については、2017年の国土交通大臣と財務大臣との合意において、被害者保護増進事業等が安定的、継続的に将来にわたって実施

されるよう十分に留意しつつ、一般会計の財政事情、自動車安全特別会計の収支状況等に照らし、国交省と財務省が協議の上、決定することとされている。

自動車事故被害者及びそのご家族の皆様の不安の声にお応えするため、今後とも被害者救済事業等の重要性を訴えつつ、財務省としっかり協議していきたい。

3. 被害者救済施策に対する主な意見

(1) 浜島和利委員

自動車事故被害者救済事業については、在宅での家族介護者が高齢などの理由で介護の継続が困難な状況も散見されているため、一貫症例研究型委託病床の拡充、介護者なき後を見すえた重度後遺障害者の日常生活支援の拡充などは、重要な施策であることから、引き続き取り組んでほしい。

→＜国土交通省 回答＞

自動車事故による被害者の保護の増進に取り組むことは、自動車行政における重要な使命であると考えている。2020年度においては、新たに「今後の自動車事故被害者の救済対策のあり方に関する検討会(仮称)」を立ち上げ、被害者の方々よりいただくご要望や昨今の医療・福祉行政の動向等を踏まえた今後の被害者救済対策のあり方について検討を進めていく予定。本検討会における議論も踏まえ、より一層の自動車事故被害者救済事業の充実に努めてまいりたい。